

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 しらこばと運動公園競技場外5か所電力購入（単価契約）
- (2) 需要場所 しらこばと運動公園競技場 越谷市大字小曾川729番地1外5か所
（詳細は別紙1のとおり）
- (3) 業種および用途 運動施設等

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、標準周波数、供給方式、蓄熱式負荷設備、非常用自家発電設備および常用発電設備の有無

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| ② 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ④ 標準周波数 | 50ヘルツ |
| ⑤ 供給方式 | 1回線方式 |
| ⑥ 非常用自家発電設備の有無 | 2箇所有り |
| | しらこばと運動公園競技場 35KVA |
| | 越谷総合公園 70KVA |
| ⑦ 蓄熱式負荷設備の有無 | 無 |
| ⑧ 常用発電設備の有無 | 無 |

- (2) 契約電力および予定使用電力量

- ① 契約電力 別紙1のとおり
※ただし、実際の取引においては、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ② 予定使用電力量 439,170kWh（詳細は、別紙1のとおり）
※ただし、気象条件や社会経済条件によって増減する可能性があるため、月別使用電力量は都合により月別予定使用電力量を上回り、又は、下回ることができるものとする。

- (3) 使用期間

令和2年3月1日午前0時から令和3年2月28日午後12時まで

- (4) 電力量等の検針

・電力会社の検針方式 越谷総合公園を除く5施設は遠隔自動検針

(越谷総合公園は、遠隔自動検針不可。改修工事未定。)

・計量器の構成 電力需給用複合計器 (通信機能付)

(5) 需給地点

配電線より引込みした各施設の構内柱上設置の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 支払方法

完了払 (毎月払) ※施設ごとに請求書を分け、公園緑地課に送付し、支払についても公園緑地課から支払うものとする。

4 契約方法及び積算方法

(1) 契約方法

契約電力に対して年間を通じ単一の月額基本料金 (単価) と、予定使用電力量に対する月別電力量料金 (単価) を定める単価契約とする。

なお、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払うこととし、各施設の単価は統一した価格とすること。

※各施設における1か月の電気料金

$$\begin{aligned} & \left(\quad \quad \quad \text{基本料} \quad \quad \quad \right) + \left(\quad \quad \quad \text{電力量料金} \quad \quad \quad \right) \\ = & \left(\quad \quad \quad \text{契約電力に応じた料金} \quad \quad \quad \right) + \left(\text{使用量に応じて単価で支払う料金} \right) \end{aligned}$$

(2) 積算方法

別紙1の契約電力及び予定使用電力量等を基に、月額基本料金 (単価)、月別電力量料金 (単価) を算出し、1年間の全施設に係る料金を積算すること。

また、入札における落札価格は、入札書に記載された入札金額の10パーセントに相当する額 (当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする) を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100 (当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする) に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の単価書に記載する金額は小数点第2位までの数値とすること。

※見積金額の算出にあたっては、別紙内訳書に基本料金及び電力量料金の単価を入力すること。その際、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

統括表の合計額が自動で算出されるため、各施設の合計額を合算した金額の11

0分の100(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする)に相当する金額を入札金額とする。

※入札金額については、別紙内訳書の計算式において、こちらで設定した値を入力してあるため、力率割引を考慮した金額が算出されることとなる。

(3) 電気料金の算定

料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。なお、各施設ごとに計算する。

- ・ 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ・ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ・ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

5 その他

- (1) 供給に必要となる機器の設置及び運用に係る経費については、すべて供給業者の負担とする。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 請求書と併せて、施設ごとの検針結果(使用電力量、料金、契約電力量等)を添付すること。その他詳細は協議により決めるものとする。
- (4) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件(電気需給約款)によるものとし、その他の疑義については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (5) 令和元年10月現在の電力供給会社は、すべての施設において株式会社F-Powerである。

	施設名称	需要場所(住所)	業種	契約電力 (kW)	平成30年度実績												施設別 12ヶ月分
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	しらこぼと運動公園競技場	大字小菅川729番地1	業務用	70	7,878	6,882	7,520	7,359	11,231	9,415	8,095	7,006	7,314	7,599	9,669	8,252	98,220
2	川柳公園野球場	越谷市川柳町四丁目15番地1	業務用	107	1,488	1,483	1,316	1,519	1,872	1,798	1,751	1,426	1,472	1,486	1,443	1,239	18,293
3	北越谷第五公園野球場	越谷市北越谷五丁目482番地	業務用	79	1,626	3,456	1,925	2,167	2,493	2,698	2,434	1,715	2,053	1,510	1,475	1,303	24,855
4	花田第六公園	越谷市花田六丁目6番地2	業務用	34	8,022	7,646	7,762	7,907	9,404	8,070	7,877	8,298	7,691	7,977	8,707	7,721	97,082
5	千間台第四公園	千間台西四丁目2番地	業務用	90	1,233	1,154	1,166	1,620	1,982	1,573	3,183	2,820	1,871	1,377	1,334	1,340	20,653
6	越谷総合公園	越谷市増林三丁目1番地	業務用	424	14,080	12,323	15,879	22,177	17,173	14,973	13,741	15,238	16,114	12,572	13,559	12,238	180,067
合計				804	34,327	32,944	35,568	42,749	44,155	38,527	37,081	36,503	36,515	32,521	36,187	32,093	439,170